

日本バス協業第109号  
平成30年4月25日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会  
会長 三澤憲一

一般貸切旅客自動車運送事業者の安全投資状況の確認について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。一般貸切旅客自動車運送事業者の安全投資状況の確認について、平成30年4月24日付で国土交通省自動車局安全政策課長及び旅客課長より別紙のとおり通達がありました。その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願ひいたします。

公益社団法人日本バス協会  
業務部 山本・中尾  
電話：03-3216-4015  
FAX：03-3216-4016



国自安第10号の2  
国自旅第24号の2  
平成30年4月24日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

自動車局安全政策課長

旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業者の安全投資状況の確認について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。

国自安第10号  
国自旅第24号  
平成30年4月24日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿自動車監査指導部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
旅客課長  
(公印省略)

### 一般貸切旅客自動車運送事業者の安全投資状況の確認について

道路運送法の一部を改正する法律（平成28年法律第100号）の施行により、平成29年4月1日から一般貸切旅客自動車運送事業者の事業許可更新制の導入及び安全投資計画、事業収支見積書等の作成が義務付けられたところである。

これにより、一般貸切旅客自動車運送事業者の事業許可更新申請時には、安全確保のために必要な費用を賄いつつ事業を継続的に遂行する能力があるかどうかを審査し、不適格者については事業からの退出を求めることがあるが、更新申請時以外においても、安全投資を適切に実施していないおそれがある一般貸切旅客自動車運送事業者については、下記により安全投資状況を確認することとしたので、業務上遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長に対し別添のとおり通知したので申し添える。

#### 記

##### 1. 対象事業者

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する監査の結果、事業運営に必要な経費が賄えていないおそれがある以下の法令違反が確認された事業者。
- ① 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第9条の2第1項（運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出）違反
  - ② 運送法第23条第1項（運行管理者が全く不在（選任なし））違反
  - ③ 運送法第27条第3項の規定に基づく旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第21条第5項（全運転者が健康診断を未受診）違反
  - ④ 運送法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項

(運転者に対する指導監督及び特別な指導の全く未実施) 違反

- ⑤ 運送法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第50条第1項（整備管理者が全く不在（選任なし）かつ、車両法第48条（全ての車両について定期点検整備の未実施））違反
- ⑥ 運送法第30条第2項（最低賃金法（昭和34年法律第137号。）に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い）違反
- (2) 外部から寄せられた情報を勘案し、安全投資状況の確認が必要と認められる事業者。

## 2. 実施方法

- (1) 安全投資状況の確認は、対象事業者の主たる事務所の位置を管轄する地方運輸局又は沖縄総合事務局（以下「各局等」という。）が実施することとする。なお、対象事業者の主たる事務所の位置が管轄地域外である場合は、当該事務所の位置を管轄する各局等に対して、当該事業者の情報を提供することとする。
- (2) 1. (1) を端緒とした対象事業者の安全投資状況の確認の実施は、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成28年11月18日付け国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号）」3. (7) に掲げる違反の是正確認のための特別監査及び「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について（平成28年11月18日付け国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号）」2. (4) に定める指摘事項確認監査によって、法令違反の是正が確認された後に実施することとする。
- (3) 安全投資状況の確認の実施は、各地方運輸局及び沖縄総合事務局において、1. (1) 及び (2) の情報や当該事業者の事業許可の有効期間満了日等を踏まえ、安全投資状況を確認すべき時期を適切に判断した上で実施することとする。
- (4) 安全投資状況の確認は、対象事業者に対して道路運送法第94条第1項に基づき、当該事業者の直近1事業年度分の「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」（平成11年12月13日付け自旅第128号、自環第241号）（以下「処理方針通達」という。）に定める安全投資実績及び事業収支実績報告書（以下「安全投資実績等」という。）を報告させることとし、当該安全投資実績等を以下のいずれにも該当しないことを確認することとする。
  - ① 安全投資実績等については、処理方針通達2. (3) (イ) 及び (ロ) を適用するものとする。ただし、この場合において(イ)は「報告をする年の直近1事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ収支が赤字である場合」と読替えるものとする。

また、安全投資実績等が前回許可時の計画に即していない場合。（合理的な理由がある場合並びに平成29年3月31日までに許可を受けていた者及び同日までに受理された申請であって平成29年4月1日以降に許可を受けた者の中事業許可の初回更新を受けていない者を除く。）
  - ② 安全投資実績については、適切な数の運転者（他の自動車運送事業の用に供する車両に乗務する者も含む。）、運行管理者及び整備管理者が選任されてい

ない場合。

- (③) 事業収支実績報告書については、車両の点検及び整備に係る費用が「一般貸切旅客自動車運送事業の許可等における車両の点検及び整備に関する基準について」（平成29年6月7日付け国自旅第55号）2. に定める基準を満たしていない場合。（自社整備車両及びリース車両を除く。）
- (④) 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）加入義務者が社会保険等に加入していない場合
- (5) 2. (4) の確認に際しては、必要に応じて事業者を呼出して確認することとする。

### 3. 確認結果

- (1) 最低賃金法に基づく地域別最低賃金以上の賃金が支払われていない場合については、「自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件改善のための指導監督の強化について」（平成21年9月29日付け国自安第83号、国自旅第144号、国自貨第89号）1. (2) に基づき、都道府県労働局に対して通報することとする。ただし、1. (1) ⑥の違反が確認された当該事業者の営業所と同じ営業所であった場合を除く。
- (2) 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）加入義務者が社会保険等に加入していない場合については、「自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」（平成21年9月29日付け国自安第81号、国自旅第142号、国自貨第87号）3.に基づき、日本年金機構地域部または都道府県労働局に対して情報を共有することとする。
- (3) 2. (4) に定めるもののうち、3. (1) 及び (2) にかかるもの以外の場合については、是正指導文書を交付することとする。

### 附 則

この通達は、平成30年4月24日以降に監査を実施するもの及び外部から情報が寄せられたものから適用する。